

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健事業・妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御所市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

御所市長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業・妊婦のための支援給付に関する事務
②事務の概要	<p>【母子保健法に基づく母子保健事業に関する事務】</p> <p>(1) 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 (2) 新生児の訪問指導の実施 (3) 健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 (4) 妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 (5) 母子健康手帳の交付に関する事務 (6) 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 (7) 低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 (8) 未熟児の訪問指導の実施 (9) 妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報</p> <p>【子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付に関する事務】</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付の実施に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表70、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[        十分に行っている        ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]                      <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[        十分である        ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本市側のシステムにおいては、嬢王提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 ■移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策		追加	事後	新様式に伴う追加
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	①部署 市民安全部保健課、健康推進課 ②所属長 保健課長、健康推進課長	①部署 市民安全部保健課、健康推進課 ②所属長 保険課長、健康推進課長	事後	誤記載を訂正
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成27年3月16日時点	1,000人以上1万人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 平成27年3月16日時点	500人未満 令和元年6月27日時点	事後	見直しによる
令和1年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①事務の概要 (1)～(10)	②事務の概要 (1)～(11) 追記	事前	新規追加
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番26、56の2、87	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番26、56の2、87	事後	見直しによる
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	①部署 市民安全部健康推進課 ②所属長 保健課長、健康推進課長	①部署 健康福祉部健康推進課 ②所属長 健康推進課長	事前	見直しによる
令和8年1月19日	表紙 評価書名	母子保健に関する事務 基礎項目評価書	母子保健事業・妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	母子保健に関する事務	母子保健事業・妊婦のための支援給付に関する事務	事後	見直しによる
令和8年1月19日	①事務の名称	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務を行っている。  母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)保健指導の実施又は保健指導を受けることの勸奨 (2)新生児の訪問指導の実施 (3)健康診査の実施又は健康診査を受けることの勸奨 (4)妊婦の届出の受理又は届出に係る事実の審査 (5)母子健康手帳の交付に関する事務 (6)妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勸奨 (7)低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 (8)未熟児の訪問指導の実施 (9)養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 (10)市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 (11)妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報  なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基	【母子保健法に基づく母子保健事業に関する事務】 (1)保健指導の実施又は保健指導を受けることの勸奨 (2)新生児の訪問指導の実施 (3)健康診査の実施又は健康診査を受けることの勸奨 (4)妊婦の届出の受理又は届出に係る事実の審査 (5)母子健康手帳の交付に関する事務 (6)妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勸奨 (7)低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 (8)未熟児の訪問指導の実施 (9)妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報  【子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付に関する事務】 子ども・子育て支援法に基づく妊婦のための支援給付の実施に関する事務  なお、これらの事務に関して、番号法に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、養育医療システム	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番49	番号法第9条第1項別表70、127の項	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番26、56の2、87 【情報照会】項番69の2、70	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95の項	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年1月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 総務課 電話0745-62-3001(代表)	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 デジタル推進課 電話0745-62-3001(代表)	事後	見直しによる
令和8年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年9月22日時点	1,000人以上1万人未満 令和8年1月19日時点	事後	見直しによる
令和8年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和3年9月22日時点	500人未満 令和8年1月19日時点	事後	見直しによる
令和8年1月19日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業		追加	事後	新様式に伴う追加
令和8年1月19日	IV リスク対策 9. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	見直しによる
令和8年1月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		追加	事後	新様式に伴う追加